

平成25年度 主な税制改正要望の概要 (雇用均等・児童家庭局関係部分抜粋)

平成24年9月
厚生労働省



保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置

(登録免許税)

要望内容

近年の深刻な待機児童問題の解消に資するため、社会福祉法人以外の公益法人が設置する保育所について、社会福祉法人が設置する場合と同等の登録免許税非課税措置を要望するもの。

現状（要望の背景）

- 現行制度では、社会福祉法人が保育所を設置する際の登録免許税は非課税とされているが、学校法人等社会福祉法人以外の公益法人が保育所を設置する場合には非課税措置がない。
- 一方で、幼稚園については、公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団・財団法人）のいずれが設置する場合でも、登録免許税は非課税となっている。
- 近年の深刻な待機児童問題がある中、保育所の増設は喫緊の課題である。幼稚園制度との均衡を図り、かつ待機児童解消に資するため、社会福祉法人と同等の非課税措置を他の公益法人にたいして設けることを要望する。

関連指標

○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385

高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）に係る非課税措置等の創設

（所得税、個人住民税）



要望内容

母子家庭の母が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費（高等職業訓練促進給付金）について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

また、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても、同様の措置を講ずる。

現状（要望の背景）

母子家庭の平均所得は年間262.6万円（「平成22年国民生活基礎調査」）と低い水準に止まっている。また、母子家庭の母の約85%が就業しているが、その内訳は、常用雇用が約43%に止まり、臨時・パートが約44%と多くなっている（「平成18年度全国母子世帯等調査」）。母子家庭の自立支援に際しては、経済的に自立が可能となるような就業の確保が重要となっている。

高等技能訓練促進費については、看護師等の資格を取得することによって常用雇用に結び付きやすく、母子家庭の自立支援に効果を上げている事業であり、特に充実・強化を図っていく必要がある一方、高等技能訓練促進費に所得税及び個人住民税が課税される場合が生じてきている。

要望の必要性

高等技能訓練促進費の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。

また、父子家庭の父の中にも安定した就業が確保されていない者があることから、父子家庭の父も支給対象とするとともに、父子家庭の父に支給する高等技能訓練促進費についても同様の措置を講ずる必要がある。

（参考）高等技能訓練促進費の支給期間及び支給額の経緯

- 平成15年度の創設当初、支給対象期間は修業期間の後半1/3（上限12か月）であったものを、平成21年2月から後半1/2の期間（上限18か月）に延長。
- 平成21年度の緊急経済対策の補正予算で、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額10万3千円→14万1千円（住民税課税世帯は51,500円→70,500円））、支給対象期間を修業全期間に拡大。
- 平成23年度第4次補正予算で安心こども基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続。（支給額は月額10万円（住民税課税世帯は70,500円））



要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

現状（要望の背景）

平成24年度以降の新たな児童手当制度の検討に際し、「児童手当法の一部を改正する法律案の修正について」（平成24年3月15日民主党・自由民主党・公明党政調会長合意）に基づき、議員修正により、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第2条において、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について・・・その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」旨が規定されており、政府部内における検討が必要。

○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）（抄）

附 則 （検討）

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

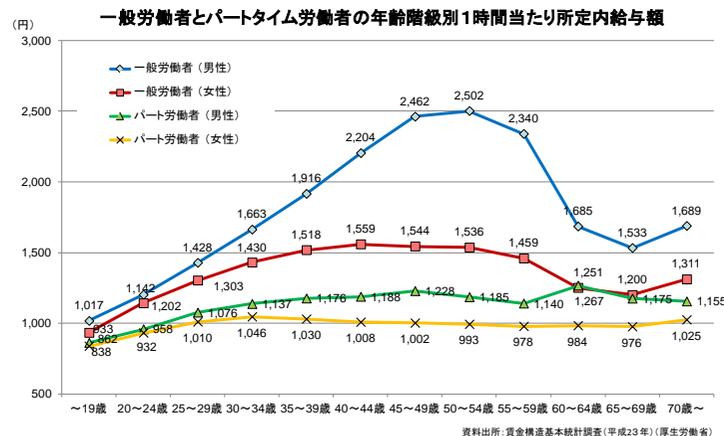
パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (所得税、法人税、法人住民税)

要望内容

パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

人口減少社会を迎え、労働力供給が制約される日本では、日本経済を支える労働力として、パートタイム労働者の重要性が高まっている。パートタイム労働法の施行によりその雇用管理は一定程度改善されたものの、年齢や勤続年数にかかわらず、賃金はほとんど変わらないなど、正社員との間に依然として格差が生じている。このようなことから、パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進していく必要がある。



要望の必要性

上記のような現状の中でパートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。

なお、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）でも、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。

要望内容

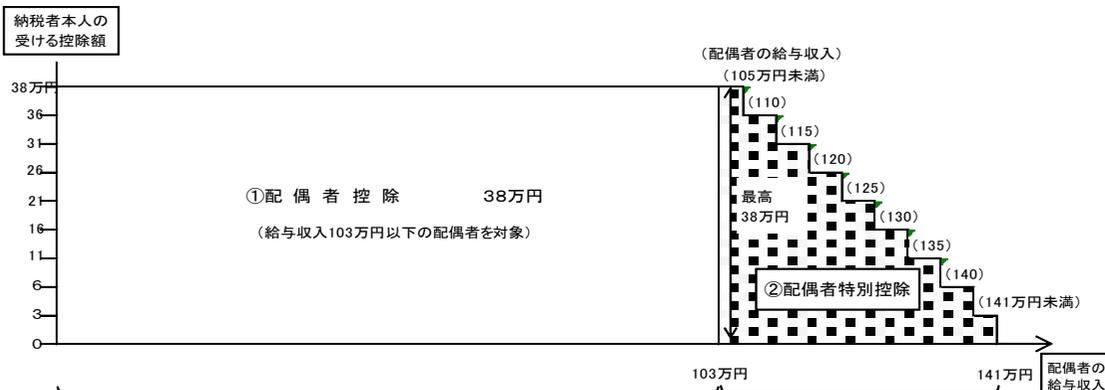
雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

要望の必要性

- 平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）では、「配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。」とされている。
- 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）では「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。」とされている。
- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」とされている。これらを踏まえ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（所得税）

- ① 配偶者控除
居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、年間の給与収入が103万円以下の者を有する場合には38万円を控除する。
- ② 配偶者特別控除
収入の非課税限度額103万円を超えても（すなわち、独立した納税者となっても）、年間の給与収入が141万円までは、収入に応じて控除が適用されるようになっている。



子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

(消費税、登録免許税、法人税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等)

要望内容

幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

現状（要望の背景）

○平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

○3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。
衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。

要望の必要性

現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。

こうした問題に対処するために、子ども・子育て関連3法により幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、それに伴う税制上の所要の措置を講ずることが必要である。

子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

3党合意(※)を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)」(平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間合会)

◆主なポイント

○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善)

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)



難病患者等への税制優遇措置

(所得税、個人住民税、相続税、贈与税、事業税、消費税等)



要望内容

難病対策等については、平成23年の障害者基本法改正や社会保障・税一体改革大綱等を踏まえ、総合的な施策の実施を目指して検討を進めているところであり、この総合的な施策の一環として、難病患者等の経済的負担を軽減するため、各種の税制優遇措置を講じる。税制優遇措置の内容は、障害者の税制を参考に検討する。

※障害者の税制の例：所得税・個人住民税・相続税の控除、身体障害者用物品の消費税非課税等

現状（要望の背景）

- ・平成23年の障害者基本法改正により、障害者の定義に、難病患者等を含む「心身の機能の障害」がある者が加えられたところであり、同法第24条においては、国及び地方公共団体は、障害者の経済的負担の軽減を図るため、税制上の措置その他必要な施策を講じなければならないと定められている。
- ・社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について法制化も視野に入れて、公平・安定的な支援の仕組みの構築を目指すとともに、治療研究・医療体制・福祉サービス・就労支援等の総合的な施策の実施を目指すこととされている。
- ・小児慢性特定疾患児を抱える家庭についても、難病患者と同様に社会全体で支援する必要がある。